

平成24年度 第2回 新潟市水道局入札等評価委員会 概要

開催日及び場所	平成24年12月25日(火) 水道局職員技術研修センター2階研修室	
内 容	(1) 平成23年度下半期(10月~3月), および平成24年度上半期(4月~9月)における発注工事状況等の報告 (2) 指名停止措置について (3) 入札・契約制度の変更について (4) 抽出された工事案件について	
委 員 (委員数 5名) (出席数 5名)	委員長	阿部 和久 (大学教授) (出席)
	委員長代理	柳 則行 (弁護士) (出席)
	委 員	池田 文美 (公認会計士) (出席)
	委 員	西條 和佳子 (市民団体等) (出席)
	委 員	榎並 みほ (出席)
評価対象期間	平成23年10月1日 ~ 平成24年9月30日	
抽 出 案 件	10件 (対象工事総件数371件)	
制限付 一般競争入札	4件	① 債中経23第6号 配水管布設工事 ② 秋改整23第1号 配水管布設工事 ③ 維他24第5号 配水管布設工事 ④ 浄青施24第2号 9~12号ろ過池排水扉更新工事
指名競争入札	4件	⑤ 浄戸施23第4号 活性炭注入装置増設工事 ⑥ 浄戸施23第5号 NO.3ろ過池排水弁更新工事 ⑦ 工給24第1号 配水管布設工事 ⑧ 浄阿宮24第2号 取水塔橋台壁面補修工事
随意契約	2件	⑨ 浄戸施24第3号 配水ポンプ5号盤更新工事 ⑩ 浄戸施24第6号 粉末活性炭制御装置機能増設工事

質問・意見	回 答
<p><入札・契約制度の変更について></p> <p>◆最低制限価格を 1 万円単位とすることについて【試行】</p> <p>①「試行」とあるが、平成 24 年度の 1 年間試みるということか。</p> <p>②最低制限価格の設定単位を 1 万円とする試行後、誰が評価するのか。</p> <p>③平成 21 年 10 月に 1 万から 10 万円単位に変更した経緯があり、また、戻す理由は何か。</p> <p>◆3 回以上受注した場合の技術評価点を減点することについて</p> <p>①3 回以上受注した場合、技術評価点を減点する例は他にもあるか。</p> <p>②優秀な業者が受注しやすい環境を作るという総合評価方式の目的に合致しないのではないか。</p>	<p>①そのとおり。実際には 5 月公告分から実施している。</p> <p>②契約担当部署である財務課の評価を参考にして、水道事業管理者が対応を決定する予定である。</p> <p>③僅か 1 万円の違いで入札無効とすることは、積算に対する労に答えることができないとの考えから 10 万円単位としたが、業者の積算精度も向上し、くじ引きの発生頻度が多くなったため、価格競争の主旨を踏まえて試行したものの。</p> <p>①市も同様の対応である。</p> <p>②このことだけで落札ができなくなる決定的な理由にはならない。工事成績については従来通りの制度で運用しており、他の項目の評価次第では受注が可能であるため、総合評価の目的とかけ離れたものとはならない。</p>
<p><制限付き一般競争入札について></p> <p>◆抽出案件①について</p> <p>①高落札率の要因となった事項(夜間工事が多いこと等)は、入札前に周知しているか。</p> <p>②辞退する場合、どのタイミングで連絡が来るのか。</p> <p>◆抽出案件②について</p> <p>①技術者が配置できないことを辞退理由に挙げているが、業者は事前に分かっているのに入札しているのではないか。</p>	<p>①公告の際に公表している「設計書」に記載している為、入札参加者全社が把握可能である。</p> <p>②入札の参加申請の後、入札締め切りまでの約 3 週間の間である。</p> <p>①建設業法により、2,500 万円以上の工事では専任の技術者を配置する必要があるが、当該落札候補者はそのことへの理解が不足していた。</p>
<p><指名競争入札について></p> <p>◆指名競争入札において、業者を指名する基準は何か。</p> <p>◆予定価格を事前公表する場合と事後公表する場合の基準は何か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事場所と同じ地域内に本社・本店のある業者から、指名回数を考慮して指名する。 ・ 土木一式・造園・舗装の 3 工種は、100%事後公表としている。その他の工種は機器費の割

<p>◆抽出案件⑤について</p> <p>①入札額が 2 倍以上差のある案件があるが、発注側に説明不足等の原因は無いか。</p> <p>②高落札となった理由は何か。</p>	<p>合が大きい等の理由で入札額にバラツキが大きくなると見込まれるものを事前公表としている。</p> <p>①工事費に占める機器費の割合が大きかったこと、当該機器が汎用性のあるものだったために、業者がどの機器を採用したのかによって入札額に大きな違いが生じたと推察している。発注側に説明不足は無かったと考えている。</p> <p>②比較的規模の小さな工事であったため、企業努力の発揮しにくい工事であったと推察している。</p>
<p><随意契約について></p> <p>◆抽出案件⑩について</p> <p>①予定価格より相当安価に契約した案件があるが、その理由は何か。また、事後でもその内訳などについて検証する必要があると思われる。</p>	<p>①局側に積算誤りの無いことは確認しているので、業者が設計内容等を捉え誤っていると推察している。</p>